

波木汚水中継ポンプ場
機械設備工事

特記仕様書

令和3年度

四日市市上下水道局

第1章 総 則

第1節 共通事項

1. 本工事は、本特記仕様書等に基づき受注者の責任施工とし、現場を実測のうえ、工事に必要な承諾函を提出し、発注者の承諾を得た後、工事施行に着手するものとする。また、特許権や実用新案権等の知的財産権を十分理解し、関係法令を順守するとともに、それらの権利使用等に関しては事前の調査を行い、受注者の責任において対応すること。
2. 施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書等に準ずることとする。仕様書等の優先順位は下記のとおりとする。
 - (1) 打合せ等により決定した事項
 - (2) 特記仕様書
 - (3) 日本下水道事業団発行図書
 - (4) その他規格・基準また、規格、基準及び指定図書等については、別に指定されたもの又は発注者の指示によるもの以外は、発注時において最新のものを適用する。
3. 受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を発注者に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、機器等の設計・製作において、その設計内容を十分理解した上で機器製作計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。機器製作計画書は工場製作期間の施工計画書であるため、現場作業期間の施工計画書とは別に作成すること。ただし、製作期間が短い等の場合は、監督員との協議により、現場作業期間の施工計画書に含むことができるものとする。
5. 受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が5百万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。

受注時は、契約後10日以内とする。

完成時は、工事完成後10日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内とする。
6. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
7. 隣接工事または関連工事がある場合は、その工事の受注者等と相互に協力し、施工すること。
8. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は発注者の指示に従うものとする。
9. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
10. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
11. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うもの

とする。

- 1 2. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
- 1 3. 工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者へ報告のうえ実施しなければならない。
- 1 4. 受注者は、工事請負代金額 5 百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後 1 ヶ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の 0.5/1000 以上とする。なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書（他の退職金制度に加入していることの証明ができるものを添付）を提出し発注者の了解をもって共済証紙の購入を不要とすることができる。
- 1 5. 受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む）等が必要に応じて付さなければならない。工事着手時から工期末に 1 4 日以上加えた期間とする。
- 1 6. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
- 1 7. 受注者は、施設敷地内へ現場事務所等を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。
- 1 8. 現場代理人、監理技術者、専任の主任技術者は腕章等を着用し、他者からも容易に区別できるようにすること。

第 2 節 特記事項

1. 受注者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、受注者の承諾を得るものとする。
 - ・既存機器の状況を把握すること。
 - ・引き渡し後に受注者の故意又は重大な過失により瑕疵が発生した場合は、受注者は自らの負担で対応しなければならない。
2. 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
3. 本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。
4. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は監督員に確認し、指示を受けなければならない。
5. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。
6. その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第3節 システム設計

受注者は、受注者の責任でシステム設計を行わなければならない。システム設計とは、発注図書（仕様書、図面等）に基づく確認・検討・打合せ・調整等（各種容量等に関する確認、既設設備の確認等を含む。）及び関連する他工事（土木・建築・他設備等）との取合い確認を経て、施設に合った最適な機器・材料を選択し、システムとしての組合せを行い、最終的には据え付けるまでに係る技術的な検討を行うことをいう。（フローシート、機器配置図、機器基礎図、配管図等の作成を含む。）なお、このシステム設計には、耐震設計のための主要機器用の基礎又は鋼製機器架台、トラス構造等の鋼製架台類の強度計算を含むものとする。

受注者が据付けたシステムにおいて、承諾図書で推定困難な不都合箇所（性能・各種機能・構造等）が生じた場合は、その原因を明確にし、システムの全部又は一部を受注者の責任において変更又は改修するものとする。

第4節 機器等の調達

1. 工事に必要な一切の目的物及び仮設物については、契約図書において発注者が斡旋または支給するものとの定めがない限り、契約図書等に定める仕様に基づき受注者の責任において製作または調達しなければならない。

設置する機器、部品、材料は契約図書等に定める品質及び性能を有する新品とする。受注者の機器等調達先は、受注者自社・受注者以外の他社のいずれでもよいものとする。

ただし、海外製品を使用する場合（機器の構成部品を含む）については以下の通りとし、国内での改修、修理が可能でない場合等は、その機種（機器の構成部品を含む）を選定してはならない。

(1) 国内の機器製作者が導入した海外製品は、原則として国内のサービス体制で、改修、修理が可能であり、大規模災害時においても、アフターサービス体制が整備され、整備及び修理に必要な部品が国内に保管され供給可能であること。

(2) 海外資本の場合は、日本法人を設立し、国内にアフターサービス体制が整備され、整備及び修理に必要な部品が国内に保管され供給可能であること。

受注者の調達する機器に対し主要機器材料製作者通知書（工事必携を参考とする）を作成しなければならない。発注者が指示した場合は、機器の仕様書等への適合を確認できる資料を添付資料として、速やかに提出すること。主要機器材料製作者通知書の機器製作者（会社）の定義は以下のとおりとする。

工程	機器設計	機器製作	機器検査
実施部門	機器製作者自社 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)	機器製作者自社又は協力工場 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)	機器製作者自社 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)
実施場所	機器製作者自社 (OEMの場合、提携先会社)	機器製作者自社又は協力工場 (OEMの場合、提携先会社)	機器製作者自社又は協力工場 (OEMの場合、提携先会社)

注1 機器製作者とは、機器の設計を担う設計部門と当該設計に基づき製作された機器の品質保証を担う品質管理部門を一体とした製品保証（性能・製造物責任・アフターサービス等）

ができる機器銘板に記載されている会社であり、加工・組立等の機器製作のみを行う製作会社ではない。

注2 協力工場とは、機器製作者が品質管理に係る条項を含む取引基本契約書等を締結している会社で、恒常的に製作を行わせている工場をいう。

注3 OEMは、技術提供社（当該機器の設計・製造の技術を有する者。）が、機器を提供技術を利用する者（技術利用社）が自社製品として販売・製造等することを許諾するもの。

第5節 提出書類

1. 承諾図書 2部

機器製作計画書及び主要機器材料製作者通知書は契約後60日以内に提出すること。特に本工事が複数年度に亘る債務負担工事であり出来高支払を予定している場合、迅速に提出を行い各年度の製作機器を明らかにし出来高予定額を満足させるよう努めること。

2. 工事写真 2部

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出すること。

3. 工事打合せ簿 1部

本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。

4. 完成図書

(1) 内容

一般図（全体平面図）

機器図（支給品の機器を含む）

工事施工図

検査試験成績書

取扱説明書（保全に関する資料を含む）

設計計算書

官公署等への届出（写し）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名

工事場所

工事年度

受注者名（商号または名称のみとする）

(2) 作成要領

A4判製本（折込） 2部 黒厚表紙（金文字）

A4判製本（縮小版） 2部 観音開き製本

電子ファイル（CD等） 2部 厚さ10mm程度のケースで提出

（A4判製本・電子ファイルの内容については本局の指示による。また、部数については打合

せにより決定したものを最優先とする。)

ただし、完成検査時は、A4判製本（折込）の黒厚表紙（金文字）はパイプ式ファイル等で作成し、認定後にすみやかに提出としてもよい。また、同様にA4判製本（縮小版）及び電子ファイル（CD等）についても、認定後にすみやかに提出としてもよい。

A4判製本（縮小版）については、現場にて使用する目的のため製作するため、A4判製本（折込）から取扱説明書等を削除し製作すること。

（3）発注者の使用

完成図書は、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む場合があるほか、完成図書が著作物にあたる場合、その著作権者は著作権及び著作者人格権を有している。この点、完成図書に関する著作者人格権を移転することはできないが、著作権や物としての所有権は発注者に移転できるものとする。

また、企業の統廃合により、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む技術が継承される場合も同様な扱いとする。

（4）第三者への開示

発注者は、受注者の許諾がない限り完成図書を第三者に開示してはならない。

ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。

- 1) 再構築、更新及び改修並びに補修において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で、かつ、継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を当該の再構築、補修等の受注者が使用する場合。
- 2) 点検及び軽微な補修等において必要となる図書等を当該業務の受託者が使用する場合。
- 3) 再構築、更新等の計画、設計等において必要となる図書等を当該業務の受託者が使用する場合。

（5）完成図書への表示等

受注者が作成する完成図書等は、発注者と協議のうえ、前項の旨を表示する。

また、完成図書は、容量計算書や組立図等技術情報やノウハウ等の企業秘密を含む部分と配置図や施工図など一般的な内容とに区別し、分冊で製本してもよい。電子ファイルにおいても同様の扱いとする。

第6節 社内検査及び工場検査等

1. 社内検査

受注者は、調達する機器について、機器製作者自社（OEMの場合、提携先会社）による社内検査を受注者の責任のもとに実施しなければならない。ただし、汎用品については、発注者との協議により省略できるものとする。

2. 工場検査

工場検査は、工場製作完了時点で実施する。なお、工場検査の際は社内検査員又は現場代理人等が立ち会うものとし、検査内容は次のとおりとする。

- （1）工場検査試験成績表に基づく仕様・性能等の確認
- （2）写真等に基づく数量等の確認
- （3）図面、社内検査試験成績表等の補完資料に基づく上記仕様・性能・数量等の確認

受注者は、工場検査終了後工場検査報告書に工場検査試験成績表、使用計器校正記録、そ

の他検査試験成績表、工事打合せ簿及び検査記録写真等を添付して速やかに提出するものとする。

3. 工場立会検査

発注者が特に必要と認める機器類については、製作が完了したとき製作工場にて監督員立ち会いによる工場立会検査を実施しなければならない。

工場立会検査項目は、原則として工場検査における工場検査試験成績表に対応する検査を実施するものとする。

工場立会検査を実施した機器については、工場立会検査試験成績表をもって、工場検査に替える。

受注者は、工場立会検査受験に先立って工場立会検査申請書を提出し、試験設備概要、試験又は検査実施要領及び社内試験成績表等を付して承諾を受けること。工場立会検査申請書提出時点で社内検査が終了していないが、受験当日までに社内検査が終了する機器については、社内検査終了後社内試験成績表を速やかに提出するものとする。社内検査の終了していないものは、原則として工場立会検査は実施できない。

工場立会検査の際は社内検査員又は現場代理人等が立ち会うものとする。

受注者は、工場立会検査終了後工場立会検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査試験成績表、工事打合せ簿、検査記録写真及び手直し指示事項等を添付して速やかに提出するものとする。

4. 機器の保管

工場検査終了後、現場への搬入保管が困難なものは、受注者の責任のもと保管すること。

第7節 試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験等を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、本局が承諾したものは、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水、薬品等は、事前連絡のうえ、本局が承諾した場合、本市設備からの供給としてもよい。

第8節 随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第8条第6項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第9節 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、工期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

第10節 個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第11節 環境配慮事項

1. 本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
2. 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。
3. 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
4. 工事用重機・車輛の使用にあたっては、アイドルストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
5. 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。
6. 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。
7. コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。
8. 提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。

第2章 機器仕様

第1節 流入ゲート

1. 使用目的

本ゲートは、着水井に設け、止水および流入量の調節を行う。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	ステンレス製電動スライドゲート	
(2) 呑口寸法	幅 400mm×高 400mm	
(3) 水密方式	背面四方水密	
(4) 逆圧の有無	有	
(5) 設計水深	後面 6, 100mm	呑口底基準
(6) 操作水深	後面 6, 100mm	呑口底基準
(7) 揚程	約 460mm	
(8) 数量	1 門	
(9) 電動機	約 0. 28kW×60Hz×200V	
(10) その他	開閉方式：電動式（開度発振器：有） 手動による自重緊急閉鎖機構装置：有 開閉装置：一連式	

3. 構造概要

ゲート設備は、ゲート本体、同用ラック、開閉装置よりなり、着水井に設置し、止水及び流入量の調節を行うために設ける。

4. 製作条件

- (1) ゲートを操作するときに要する動力は、扉体の前後の水位差が指示した時の水圧及びラックを含めた自重等の負荷から計算する。
- (2) ラックの座屈、開閉装置、基礎部及び台枠の強度計算の基準は次のとおりとし、安全率は 3.5 以上とする。
 - 1) 電動機の定格出力時に生ずる力
- (3) 電動開閉機の方式はラック式とし、開閉速度は約 0. 3m/min とする。

5. 各部の構造

各部の構造は次による。

- (1) 扉体
 - 1) 扉体はステンレス材を使用し、十分な強度及び剛性をもつリブ付構造とする。
 - 2) 止水板、くさび板等を設けること。
 - 3) 水圧による扉体のたわみ度は 1/1, 500 以下とする。
- (2) 戸当り
 - 1) 戸当りは、扉体開閉のためのガイド部を設ける。

- (3) 止水板
 - 1) 止水板は、扉体及び戸当りに取り付ける。
 - 2) 止水板は、扉体及び戸当りにステンレス製皿ビスで締付け、頭部を止水板とともに加工して仕上げる。
 - 3) 止水板は、扉体及び戸当りに取り付けたのち十分すり合わせをし、水密に仕上げる。
 - 4) 止水板の厚みは、6mm 以上とする。
- (4) 案内板
 - 1) 案内板は、戸当りにステンレス鋼ボルトにて取り付ける。
- (5) くさび板
 - 1) くさび板は、扉体及び戸当りにステンレス鋼ボルトで強固に取り付け、互いに十分すり合わせをする。
- (6) ストッパ
 - 1) ストッパは、戸当りに、上下2箇所ずつ設ける。
- (7) 電動開閉装置
 - 1) 扉体の開度設定位置で、確実に作動するリミットスイッチを設けること。リミットスイッチは調整可能なものとし、全開、全閉の位置でゲート開、閉表示ランプを点灯する接点及びスペースヒータを設ける。
 - 2) 開閉作動中、電動機にかかるトルクが異常に増加した場合は、トルクスイッチにより確実に電動機を停止させる機構とする。なお、トルクスイッチが作動するトルク値は、調整可能なものとし、開閉両方向にも作動する構造とする。
 - 3) 手動によってゲートの操作を行う場合には、簡単かつ確実に電動回路を遮断し、安全性を確保できる機構とする。なお電動への復帰は手動にて行う構造とする。
 - 4) 手動操作はハンドホイールにより行う方式とし、約 250N 以内の力で開閉することができる構造とする。
 - 5) スタンド部及びギヤボックス部は、鋳鉄製とし、歯車は耐摩耗性の高い特殊鋳物又は特殊鋼製とする。
 - 6) ハンドホイールは鋳鉄製とし、ホイールには開閉方向を指示するマークを付ける。
 - 7) 開度指示計はダイヤル式とし、開度計発信器（R/I 変換器内蔵型）を設ける。
開度指示計は、要部ステンレス製とし、目盛はミリメートル表示とする。
 - 8) 各部の強度計算は安全を考慮して、電動機の定格トルクを基準とし、余裕有る強度とする。
 - 9) 電動機は、屋外防じん防噴流形（IP55）・外被表面冷却自冷形三相誘導電動機（かご形）とし、定格 30 分（標準）ブレーキ付とする。
 - 10) ゲート本体の自重降下による緊急閉鎖機構装置を必要とする場合は、特記仕様書による。
緊急閉鎖機構装置は水位差 2m の条件でも自重降下できる構造とする。
なお、上記水位差とは、全開状態より自重降下させ、全閉になった時のゲート前後面の水位差とする。

6. 使用材料

使用材料は次による。

(1)扉体	ステンレス鋼
(2)扉体水密部	CR (硬質ゴム)
(3)戸当り	ステンレス鋼
(4)止水板	ステンレス鋼
(5)案内板	ステンレス鋼
(6)くさび板	ステンレス鋼
(7)ラック棒 (継手)	ステンレス鋼
(8)ラック棒カバー	ステンレス鋼
(9)振止め金具 (分割構造)	ステンレス鋼

7. 保護装置

電氣的、機械的安全装置及びその詳細は各部構造参照

8. 運転・操作概要

(1) 中央操作

中央管理室監視制御盤での中央操作

開 停 閉

(2) 現場操作

1) 現場操作盤での現場操作

開 停 閉

(3) 故障表示

中央への一括故障表示

9. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書による。

10. 塗 装

機械設備工事一般仕様書によるが、開閉スタンド内面には、錆止め塗装を施す。

11. 据 付

(1) 機械設備工事一般仕様書によるが、特に次の点に留意する。

1) 戸当り、開閉装置台、振れ止め金具等のアンカーボルト取り付けは、十分強度を保持できるよう考慮する。なお施工前、溶接完了時、施工後それぞれの状態で監督員の検査を受け、写真撮影する。

12. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

1) 戸当り、振れ止め金具、開閉装置据付け用基礎ボルト等、必要なはつりは本工事の範囲とする。

2) 基礎ボルト埋込、埋込用モルタル及び据付調整用モルタルは本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

1) 機械設備工事一般仕様書による。

13. 標準付属品 (1門につき)

(1)基礎ボルト・ナット (ステンレス鋼) 1式

- | | |
|------------------|----|
| (2)開度計（シンクロ発信機等） | 1式 |
| (3)特殊工具 | 1式 |
| (4)その他必要品 | 1式 |

第2節 主水路ゲート

1. 使用目的

本ゲートは、着水井に設け、主水路への止水および流入量の調節を行う。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	ステンレス製手動スライドゲート	
(2) 呑口寸法	幅 400mm×高 400mm	
(3) 水密方式	前方四方水密	
(4) 逆圧の有無	無	
(5) 設計水深	前面 6, 100mm	呑口底基準
(6) 操作水深	前面 6, 100mm	呑口底基準
(7) 揚程	約 460mm	
(8) 数量	1 門	
(9) その他	開閉方式：手動式 手動による自重緊急閉鎖機構装置：有 開閉装置：一連式	

3. 構造概要

ゲート設備は、ゲート本体、同用ラック、開閉装置よりなり、着水井に設置し、止水及び流入水量の調節を行うために設ける。

4. 製作条件

- ゲートを操作するときに要する人力は、扉体の前後の水位差が指示した時の水圧及びラックを含めた自重等の負荷から計算する。
- ラックの座屈、開閉装置、基礎部及び台枠の強度計算の基準は次のとおりとし、安全率は 3.5 以上とする。
 - ハンドルに約 150N 以上の力をかけた時に生ずる力
- 原則としてハンドルに 150N 以内の力を加えて開閉操作が行える構造とする。

5. 各部の構造

各部の構造は次による。

- 扉体
 - 扉体はステンレス材を使用し、十分な強度及び剛性をもつリブ付構造とする。
 - 止水板、くさび板等を設けること。
 - 水圧による扉体のたわみ度は 1/1, 500 以下とする。
- 戸当り
 - 戸当りは、扉体開閉のためのガイド部を設ける。
- 止水板
 - 止水板は、扉体及び戸当りに取り付ける。
 - 止水板は、扉体及び戸当りにステンレス製皿ビスで締付け、頭部を止水板とともに加工

して仕上げる。

- 3) 止水板は、扉体及び戸当りに取り付けのち十分すり合わせをし、水密に仕上げる。
- 4) 止水板の厚みは、6mm 以上とする。

(4) 案内板

- 1) 案内板は、戸当りにステンレス鋼ボルトにて取り付ける。

(5) くさび板

- 1) くさび板は、扉体及び戸当りにステンレス鋼ボルトで強固に取り付け、互いに十分すり合わせをする。

(6) ストッパ

- 1) ストッパは、戸当りに、上下2箇所ずつ設ける。

(8) その他

- 1) スタンド部及びギヤボックス部は、鋳鉄製とし、歯車は耐摩耗性の高い特殊鋳物又は特殊鋼製とする。
- 2) ハンドホイールは鋳鉄製とし、ホイールには開閉方向を指示するマークを付ける。
- 3) 開度指示計はダイヤル式とする。開度指示計は、要部ステンレス製とし、目盛はミリメートル表示とする。
- 4) 緊急閉鎖機構装置は、水位差2mの条件でも自重降下できる構造とする。

なお、上記水位差とは、全開状態より自重降下させ、全閉になった時のゲート前後面の水位差とする。

6. 使用材料

使用材料は次による。

(1)扉体	ステンレス
(2)扉体水密部	CR (硬質ゴム)
(3)戸当り	ステンレス鋼
(4)止水板	ステンレス鋼
(5)案内板	ステンレス鋼
(6)くさび板	ステンレス鋼
(7)ラック棒 (継手)	ステンレス鋼
(8)ラック棒カバー	ステンレス鋼
(9)振止め金具 (分割構造)	ステンレス鋼

7. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書による。

8. 塗 装

機械設備工事一般仕様書によるが、開閉スタンド内面には、錆止め塗装を施す。

9. 据 付

- (1) 機械設備工事一般仕様書によるが、特に次の点に留意する。

- 1) 戸当り、開閉装置台、振れ止め金具等のアンカーボルト取り付けは、十分強度を保持できるように考慮する。なお施工前、溶接完了時、施工後それぞれの状態で監督員の検査を受け、写真撮影する。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

- 1) 戸当り、振れ止め金具、開閉装置据付け用基礎ボルト等、必要なはつりは本工事の範囲とする。
- 2) 基礎ボルト埋込、埋込用モルタル及び据付調整用モルタルは本工事に含む。

11. 標準付属品（1門につき）

- | | |
|----------------------|----|
| (1)基礎ボルト・ナット（ステンレス鋼） | 1式 |
| (2)開度計 | 1式 |
| (3)その他必要品 | 1式 |

第3節 バイパスゲート

1. 使用目的

本ゲートは、着水井に設け、主水路への止水および流入量の調節を行う。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	ステンレス製手動スライドゲート	
(2) 呑口寸法	幅 400mm×高 400mm	
(3) 水密方式	前方四方水密	
(4) 逆圧の有無	無	
(5) 設計水深	前面 6, 100mm	呑口底基準
(6) 操作水深	前面 6, 100mm	呑口底基準
(7) 揚程	約 460mm	
(8) 数量	1 門	
(9) その他	開閉方式：手動式 手動による自重緊急閉鎖機構装置：有 開閉装置：一連式	

3. 構造概要

ゲート設備は、ゲート本体、同用ラック、開閉装置よりなり、着水井に設置し、止水及び流入水量の調節を行うために設ける。

4. 製作条件

- (1) ゲートを操作するときに要する人力は、扉体の前後の水位差が指示した時の水圧及びラックを含めた自重等の負荷から計算する。
- (2) ラックの座屈、開閉装置、基礎部及び台枠の強度計算の基準は次のとおりとし、安全率は 3.5 以上とする。
 - 1) ハンドルに約 150N 以上の力をかけた時に生ずる力
- (3) 原則としてハンドルに 150N 以内の力を加えて開閉操作が行える構造とする。

5. 各部の構造

各部の構造は次による。

- (1) 扉体
 - 1) 扉体はステンレス材を使用し、十分な強度及び剛性をもつリブ付構造とする。
 - 2) 止水板、くさび板等を設けること。
 - 3) 水圧による扉体のたわみ度は 1/1, 500 以下とする。
- (2) 戸当り
 - 1) 戸当りは、扉体開閉のためのガイド部を設ける。
- (3) 止水板
 - 1) 止水板は、扉体及び戸当りに取り付ける。
 - 2) 止水板は、扉体及び戸当りにステンレス製皿ビスで締付け、頭部を止水板とともに加工

して仕上げる。

- 3) 止水板は、扉体及び戸当りに取り付けのち十分すり合わせをし、水密に仕上げる。
- 4) 止水板の厚みは、6mm 以上とする。

(4) 案内板

- 1) 案内板は、戸当りにステンレス鋼ボルトにて取り付ける。

(5) くさび板

- 1) くさび板は、扉体及び戸当りにステンレス鋼ボルトで強固に取り付け、互いに十分すり合わせをする。

(6) ストッパ

- 1) ストッパは、戸当りに、上下2箇所ずつ設ける。

(8) その他

- 1) スタンド部及びギヤボックス部は、鋳鉄製とし、歯車は耐摩耗性の高い特殊鋳物又は特殊鋼製とする。
- 2) ハンドホイールは鋳鉄製とし、ホイールには開閉方向を指示するマークを付ける。
- 3) 開度指示計はダイヤル式とする。開度指示計は、要部ステンレス製とし、目盛はミリメートル表示とする。
- 4) 緊急閉鎖機構装置は、水位差2mの条件でも自重降下できる構造とする。

なお、上記水位差とは、全開状態より自重降下させ、全閉になった時のゲート前後面の水位差とする。

6. 使用材料

使用材料は次による。

(1)扉体	ステンレス鋼
(2)扉体水密部	CR (硬質ゴム)
(3)戸当り	ステンレス鋼
(4)止水板	ステンレス鋼
(5)案内板	ステンレス鋼
(6)くさび板	ステンレス鋼
(7)ラック棒 (継手)	ステンレス鋼
(8)ラック棒カバー	ステンレス鋼
(9)振止め金具 (分割構造)	ステンレス鋼

7. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書による。

8. 塗 装

機械設備工事一般仕様書によるが、開閉スタンド内面には、錆止め塗装を施す。

9. 据 付

- (1) 機械設備工事一般仕様書によるが、特に次の点に留意する。

- 1) 戸当り、開閉装置台、振れ止め金具等のアンカーボルト取り付けは、十分強度を保持できるように考慮する。なお施工前、溶接完了時、施工後それぞれの状態で監督員の検査を受け、写真撮影する。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

- 1) 戸当り、振れ止め金具、開閉装置据付け用基礎ボルト等、必要なはつりは本工事の範囲とする。
- 2) 基礎ボルト埋込、埋込用モルタル及び据付調整用モルタルは本工事に含む。

11. 標準付属品（1門につき）

- | | |
|----------------------|----|
| (1)基礎ボルト・ナット（ステンレス鋼） | 1式 |
| (2)開度計 | 1式 |
| (3)その他必要品 | 1式 |

第4節 防護柵

1. 使用目的

本防護柵は、粗大異物の流入阻止および安全対策として、破碎機の上流側水路に設けるものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	バースクリーン	SUS304
(2) 水路寸法	幅 800mm×高 約 2,200mm	取付角度 90°
(3) 目幅	150mm	
(4) 数量	1台	
(5) その他	運搬台車：有 しさがご：有	

3. 構造概要

防護柵は、平鋼と外枠よりなり、主水路内に設置し容易に取り外しのできる構造とする。

4. 製作条件

- (1) 外枠および柵は平鋼とし、溶接にて制作するものとする。

5. 各部の構造

各部は十分な強度および剛性をもつステンレス鋼溶接構造とする。

(1) 台車、しさがご

- 1) しさがごは、原則として角型とする。
- 2) しさがごは、単独で吊り上げることができる構造とする。
- 3) 台車は、4個のキャスター付き（ストップ付き）とし、しさが入ったかごを搭載した状態で、人力で容易に移動できるものとする。
- 4) 台車の床板は、しさがごがずり落ち難い工夫がなされているものとする。
- 5) 材質は樹脂または SUS304 とする。
- 6) しさがごは蓋つきとする。

6. 使用材料

使用材料は次による。

- (1) 外 枠 ステンレス製平鋼 (SUS304)
- (2) 平 鋼 ステンレス製平鋼 (SUS304)

7. 検査

次の検査を行う。

外形寸法検査

8. 土木・建築工事との区分

- (1) アンカーボルト等、必要なはつりは本工事の範囲とする。
- (2) サイドプレートの埋込、埋込用モルタルは本工事に含む。
- (3) アンカーボルトの埋込、埋込用モルタルおよび据付調整用モルタルは本工事に含む。

9. 標準付属品 (1台につき)

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) アンカーボルト (SUS304) | 1式 |
| (2) サイドプレート (SUS304) | 1式 |
| (3) しさかご | 1式 |
| (4) とび口および熊手 | 各1組 |
| (5) 運搬用台車 | 1式 |
| (6) その他必要品 | 1式 |

第5節 細目スクリーン

1. 使用目的

本スクリーンは、主水路のバイパス時に使用するためのものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	バースクリーン	SUS304
(2) 水路寸法	幅 600mm×高 約 2,200mm	取付角度 60°
(3) 目幅	50mm	
(4) 数量	1台	
(5) その他	運搬台車：無 しさがご：有	防護柵の台車を併用

3. 構造概要

スクリーンは、平鋼製格子形のバースクリーンで、ごみ、厨芥、繊維、棒切れ等の夾雑物や粗大な浮遊物質を阻止するために設ける。

4. 製作条件

- (1) スクリーンの強度計算は、流入水量、流入浮遊物質及び前後の水位差を考慮する。
- (2) スクリーンの強度は、十分な安全率を取る。

5. 各部の構造

- (1) スクリーンは、平鋼（FB75×9 以上）の歪みを確実に取除き、平鋼が等間隔になるようスペーサをはさみ、両ねじの通しボルトにて締め付け組立てること。
- (2) スクリーンは、支持用形鋼にボルトにて取り付けるものとし、支持用形鋼は両端を水路側壁にアンカーボルトにて固定すること。
- (3) アンカーボルトは、躯体鉄筋に接合し、充分強度を有すること。
- (4) 台車、しさがご
 - 1) しさがごは、原則として角型とする。
 - 2) しさがごは、単独で吊り上げることができる構造とする。
 - 3) 台車は、4個のキャスター付き（ストップ付き）とし、しさがごを搭載した状態で、人力で容易に移動できるものとする。
 - 4) 台車の床板は、しさがごがずり落ち難い工夫がなされているものとする。
 - 5) 材質は樹脂または SUS304 とする。
 - 6) しさがごは蓋つきとする。

6. 使用材料

- (1) スクリーン 平鋼、形鋼 (SUS304)
- (2) その他接水要部 (スペーサ) ステンレス鋼 (SUS304 sch40 以上)
// (ピン、ボルト、通しボルト等) ステンレス鋼 (SUS304)

7. 試験検査

機械設備工事一般仕様書による。

8. 塗装

機械設備工事一般仕様書による。

9. 据 付

機械設備工事一般仕様書に準拠するほか、下記の点に留意すること。

- (1) スクリーンは、指定された取付角度に正確に取り付ける。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事の区分

1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する。スクリーンのアンカーボルト用穴あけ、はつり及びその復旧工事は本工事に含む。

2) 据付け部、水路底仕上げ用モルタルとアンカーボルト埋め込み及び埋め込み用モルタルは、本工事に含む。

11. 標準付属品（1台につき）

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) アンカーボルト（SUS304） | 1式 |
| (2) しさかご | 1式 |
| (3) とび口および熊手 | 各1組 |
| (4) その他必要品 | 1式 |

第6節 破碎機

1. 使用目的

本機は、汚水ポンプの閉塞を防止するため、汚水中の夾雑物を細断する目的で、主水路に設けるものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	二軸差動回転式破碎機	
(2) 水路寸法	幅 800mm×高 約 2,650mm	
(3) 処理水量	2.33m ³ /min	
(4) 駆動装置	3.7kW×60Hz×200V	電動機
(5) 数量	1台	
(6) その他	用途：水路用 駆動装置：延長軸型（延長軸長さL=1,300） 電動機：冠水型 水中ケーブル：30m 盤：有 プルボックス（1Fゲート室）電気取合	

3. 構造概要

本破碎機は、ケーシング・軸・破碎部・駆動装置などにより構成され、主水路に設置することにより、流入した下水中の夾雑物を、破碎・細断するものである。

4. 製作条件

- (1) 本機は、汚水中の夾雑物を汚水ポンプの運転に支障のない大きさに破碎・細断するものとする。
- (2) 破碎部は、摩耗などの少ないもので、長期の使用に十分耐える材質・構造とする。
- (3) 各部の強度は十分な安全率をとるものとする。
- (4) 水路中に設置する場合は、冠水型駆動装置により、冠水対策を講ずるものとする。
- (5) 制御仕様は次のとおりとする。
 - 1) 破碎機の現場単独運転又は中央からの自動運転指令による運転制御を行う。
 - 2) 過負荷の検知により自動的に逆転排出運転を行い、固形物を取除き、正常運転に自動的に復帰する。また、設定時間内に設定回数の過負荷が生じた場合、破碎不可能として自動的に運転停止とする。
- (6) 下水用の破碎機を選定すること。

5. 各部の構造

- (1) 本機は、立型電動機直結型減速機により、2軸式回転切削部を駆動させる構造とする。
- (2) ケーシングは、機械的強度並びに腐食・摩耗を考慮した良質の鋳鉄製品とする。
- (3) 切削部は、耐摩耗性に優れた特殊鋼製とし、取替え容易な構造とする。

6. 使用材料

- (1) ケーシング FC200 以上
- (2) 切削部 特殊鋼
- (3) 軸 S45C 又は SCM440

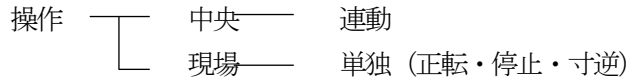
7. 保護装置

(1) 電氣的保護装置

過負荷防止用過電流検出器（瞬時動作形）（電氣設備工事）

過負荷検知逆転排出機能（機械設備工事）

8. 運転・操作概要



連動は外部起動タイマ及びポンプ起動指令による。

9. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書による。

10. 塗 装

機械設備工事一般仕様書による。

11. 据 付

機械設備工事一般仕様書による。

12. 他工事との区分

(1) 土木・建設工事との区分

1) 基礎ボルト部の一部はつり、孔部復旧は本工事に含む。

2) 据付け部水路床等の一部無筋コンクリート打設及び仕上げモルタルは本工事に含む。

(2) 電氣設備工事との区分

盤は機械設備範疇とする。盤及び端子箱一次側工事は電氣設備工事範疇とする。また、端子箱及び端子箱二次側工事を本工事とする。端子箱の設置箇所は1F ゲート室内とする。

13. 標準付属品

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 基礎ボルト・ナット（SUS304） | 1式 |
| (2) 特殊工具類 | 1式 |
| (3) 屋外スタンド形制御盤（電氣的保護機能付） | 1式 |
| (4) 据付枠 | 1式 |
| (5) 端子ボックス | 1式 |
| (6) 越流防止バースクリーン | 1式 |
| (7) 動力ケーブル | 1式 |

14. その他付属品

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) スペーサー一体型カッタ | 10% |
| (2) その他必要品 | |

第7節 汚水ポンプ

1. 使用目的

本ポンプは、破砕機を通過した汚水を、揚水するためのものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	水中汚水ポンプ	フライホイール付
(2) ポンプ口径	φ100mm	
(3) 吐出量	1.17m ³ /min	2台同時運転時 2.33 m ³ /min
(4) 全揚程	34m	
(5) 始動方式	スターデルタ	
(6) 回転数	1,800min ⁻¹	
(7) 電動機出力	18.5kW 以下	
(8) 周波数	60Hz	
(9) 電圧	200V	
(10) 水中ケーブル長	約25m	端子箱設置場所 1F ゲート室
ポンプ井底から (11) 上部床までの 高さ	約2.9m	
(12) 台数	3台	内1台予備
(13) その他	形式：着脱形式 吸込み管：有 予旋回槽：有（シングル） フライホイール（参考値）：14.19kg・m ² プルボックス（1F ゲート室）電気取合	

3. 構造概要

本ポンプは、汚水を揚水するためのもので、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とし、最大通過粒径は口径の50%以上とする。

ポンプは、振動や騒音が少なく、円滑に運転できるとともに、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とすること。

4. 製作条件

取扱液は、スクリーンを通過し、砂等を除去した汚水とする。

ポンプは、締切り起動が可能であること。

水撃の検討を行うこと。

5. 各部の構造

5-1. 駆動装置

ポンプに使用する電動機は、乾式水中形誘導電動機とする。

5-2. 本体

(1) ケーシング

ケーシングは、内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに腐食・摩耗を考慮した良質の鑄鉄製品とする。

ケーシングは、分解、組立が容易であり、分解する場合には、羽根車が主軸に取付けられたままで上部に取り出せる構造とすること。

(2) 羽根車

羽根車は、良質強靱な製品とし、固形物の混入に対し、堅ろうであること。

羽根車は、極力羽根数を少なくし、平衡を十分とるとともに、表面を滑らかに仕上げること。

(3) 主 軸

主軸は、電動機軸を延長したもので、伝達トルク及び振り振動に対しても十分な強度を有すること。

(4) 軸封装置

軸封部には、メカニカルシールを用い、運転中、停止中を問わず、異物が電動機内に浸入しないよう中間に油を密封した二段構造とすること。また、シール等の取替えは容易に行える構造とすること。

(5) 軸 受

回転部質量及び水カスラストは、電動機に内装した軸受にて支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑なる自己潤滑が出来る構造とすること。

(6) フランジ

配管との接続フランジ寸法は、JIS B 2239(呼び圧力 10k)又は JIS B 2062 (7.5k) に準ずること。

ポンプ井内配管及び分解用フランジのボルト、ナットは SUS304 とする。

6. 使用材料

使用材料は次による。

部品名	材 質
ケーシング	FC200 以上
羽 根 車	13Cr ステンレス鑄鋼 又は 18Cr-8Ni 鑄鋼
主 軸	13Cr ステンレス鋼

7. 保護装置

- (1) 異常温度上昇を検知するサーマルスイッチを内蔵すること。
- (2) 油・水が電動機部に浸入しないよう浸水溜まり室を設けること。浸水溜まり室は電動機室とメカニカルシール室から独立した構造とする。
- (3) 浸水溜まり室には浸水検知器を設け、浸水検知表示が可能な構造を持たせること。

8. 試験、検査

ポンプの検査は、機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとし、製作工場にて組立完了後 JIS B 8301 に準拠した性能試験を行う。なお、特記仕様書で指示するポンプ効率、規定回転数・規定全揚程におけるポンプ効率であり、これを下回ってはならない。

9. 据 付

据付けにあたっては、水準器等によって、正確に芯出し調整を行なうこと。動力ケーブルはポンプの吊上げ、分解時に必要な長さとし、端子箱はGL以上のゲート室に取付けること。

ポンプ井には動力ケーブル及び吊上げ用チェーンの支持金具(SUS304)を取付けること。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、一部はつり工及びび孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

端子箱及び端子箱までの水中ケーブルは本工事に含むものとし、それ以降の配線接続は電気設備工事とする。端子箱の設置箇所は1Fゲート室内とする。

11. 標準付属品(1台につき)

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 水中ケーブル(制御ケーブル含む)(端子箱まで) | 1式 |
| (2) 吊上げ用チェーン(SUS304製) | 1式 |
| (3) ポンプ着脱装置
(ガイドパイプ等要部 SUS304) | 1式 |
| (4) 基礎ボルト・ナット | 1式 |
| (5) 連成計(隔膜式) | 1個 |
| (6) 自動空気抜弁 | 1個(必要な場合) |
| (7) 動力ケーブル用端子箱 | 1個 |
| (8) 制御ケーブル用端子箱 | 1個 |
| (9) 特殊工具 | 1式 |

12. その他付属品

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) メカニカルシール | 3台分 |
| (2) 動力ケーブル用プルボックス(3台付き) | 1式 |
| (3) 制御ケーブル用プルボックス(3台付き) | 1式 |
| (4) その他必要品 | |

第8節 脱臭設備設計条件

1. 脱臭方法 腐植質脱臭方式又は活性炭吸着方式
2. 処理風量 11m³/min
3. 設計条件（下表のうち■を適用）

■ 物質濃度			[ppm]
臭気物質	原臭		処理(放出)臭
アンモニア	0.4		1ppm
トリメチルアミン	—		—
メチルメルカプタン	0.07		0.002ppm
硫化水素	0.6		0.02ppm
硫化メチル	0.04		0.01ppm
二硫化メチル	0.005		0.009ppm
□ 臭気濃度 (臭気指数)	原臭		処理(放出)臭
□ 臭気強度	原臭		処理(放出)臭

4. 本仕様書適用範囲

本脱臭設備の標準仕様書は、乾式脱臭設備についての必要事項を定めたものである。

5. 脱臭装置の運転方法

- (1) 脱臭装置の運転方法は、連続運転を原則とする。
- (2) 脱臭用機器は、現場にて単独及び連動運転する。
- (3) 別途施工の換気用ファン等と関連する場合は、相互の運転に留意し、必要ある場合は連動運転とする。
- (4) 中央監視盤には、運転及び故障等の簡易な表示をすると共に、必要なる機器の保安停止等の保護を行う。

6. 試験検査

各機器の製作完了、搬入、据付完了時における各種試験、検査は、機械設備工事一般仕様書によるもののほか、据付完了後、送風量、塔内圧損等の確認を行う。

第9節 脱臭ファン

1. 使用目的

本機は、発生した臭気ガスを吸引し乾式脱臭装置に導くものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	片吸込ターボファン	
(2) 呼び番号	#1 1/2	※ファンに相当する呼び番号
(3) 風量	11m ³ /min	
(4) 静圧	1.3kPa	
(5) 電動機出力	1.5kW	
(6) 電源	200V×60Hz	
(7) 数量	1台	

3. 構造概要

本機は、臭気ガスを吸引するためのものである。

4. 製作条件

- (1) 振動、騒音が少なく24時間/日の連続運転に耐えられる構造であること。
- (2) 風量、風圧ともに十分な余裕があるもので、次の条件により設計するものとする。
 - 1) 風量：20℃、0.1MPa、65%RHの設定状態における指定風量。
 - 2) 風圧：ダクト損失、脱臭装置損失を十分まかない余裕ある風圧とすること。
 - 3) 電動機：気温、相対湿度等の変化に対してもオーバーロードとならない十分な余裕を有すること。

5. 各部の構造

- (1) 型式は、片吸込ターボファンとし、回転バランスのよく騒音、振動の少ない効率のよいものとする。
- (2) 羽根車の材質は、耐食性材質（FRP）とし、指定風圧に対し十分余裕のある強度を有する肉厚とすること。
- (3) 軸は、炭素鋼とし、接ガス部スリーブはFRP製とする。
- (4) ケーシングは、耐食性材質（FRP）を使用し、堅牢な構造とすること。
- (5) 軸がケーシングを貫通する部分は、臭気ガスが漏れないようシールを施すこと。
- (6) 電動機は、コモンベース上に設置し、Vベルトにより駆動するものとする。
- (7) 本機の吸込側、吐出側には、各々防振継手を設けなければならない。
- (8) ケーシング下部には水抜き弁を設け、排水先迄配管する。
- (9) 防振装置は、振動絶縁効率80%以上とする。
- (10) 軸受はピローブロック式又はオイルバス式とする。ピローブロック式軸受の場合は、軸にカバーを設け、軸受の給油口は軸から十分離す。
- (11) 電動機の仕様は、屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自冷形、連続定格とする。

6. 使用材料

- (1) 羽根車 FRP
- (2) 軸 S35C～S45C
- (3) ケーシング FRP
- (4) コモンベース SS 又はFC

7. 試験・検査

一般事項については、機械設備工事一般仕様書に準拠するほかJIS B 8330 により性能試験を行い、試験成績表を必要部数提出するものとする。

8. 塗 装

外面は樹脂材及び設置条件に適合した塗料を指定色で塗布する。

一般事項については、機械設備工事一般仕様書による。

9. 据 付

一般事項については、機械設備工事一般仕様書による。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

基礎アンカーボルトの一部はつり、孔部復旧、調整、仕上げモルタルは本工事の範囲とする。

(2) 電気設備工事との区分

機械設備工事一般仕様書による。

11. 標準付属品（1台につき）

- (1) 安全カバー 1式
- (2) 防振継手 1式
- (3) コモンベース 1式
- (4) 防振装置 1式
- (5) 風圧形（マノメータ） 1式
- (6) 熱線式風速計 1式

12. その他付属品（1台につき）

- (1) Vベルト 1式
- (2) その他必要品 1式

第10節 乾式脱臭装置

1. 使用目的

本脱臭装置は、脱臭剤の充填層に臭気ガスを通過させ臭気成分を脱臭剤に吸着させ、脱臭するためのものである。

2. 仕様

1) 脱臭装置

項目	仕様	備考
(1) 型式	立形 (クレーン内蔵型)	
(2) 風量	11m ³ /min	
(3) 吸着剤	アルカリ性・酸性・中性	
(4) ガス通過線速度	0.3m/sec 以下	
(5) 接触時間	1.2sec 以上	
(6) 数量	1基	
(7) 付属品その他	付属品：ミストセパレーター カートリッジ搬出入装置 1.0ton	

2) ミストセパレーター等 (脱臭装置の前処理)

項目	仕様	備考
(1) 形式	慣性衝突型	
(2) 材質	FRP	
(3) 処理風量	11m ³ /min	
(4) 捕集効率	99%以上、20μm	
(5) 台数	1基	

3. 構造概要

本脱臭塔は、脱臭剤の充填層に臭気ガスを通過させ臭気成分を脱臭剤に吸着させ脱臭するためのもので、本体、ダンパ、マノメータ等より構成されるものである。

4. 製作条件

- (1) 塔内の平均流速は約0.3m/sec 以下を標準とすること。
- (2) 脱臭剤と臭気ガスの接触時間は1.2秒以上とすること。
- (3) 脱臭剤は、アルカリ性成分脱臭剤、酸性成分脱臭剤、中性成分脱臭剤とし各々4~8メッシュの範囲とする。
- (4) 脱臭剤の充填層の厚さは各脱臭塔毎に標準厚 36cm とし、全体層厚による圧力損失は約1.5kPa (約150mmAq) 以下となるよう考慮しなければならない。ただし、特記仕様書で指示した総合充填厚さを満足する範囲で、臭気成分濃度により多少の増減を行い寿命の平均化をはかることを妨げない。

5. 各部の構造

- (1) 塔本体は角形定置式とし、鋼製又はFRP製とする。鋼製の場合は4.5mm厚の鋼板で内面はFRPライニング(2プライ以上)とする。FRP製(SS補強材入り)の場合は6mm厚以上とし、

脱臭剤の重量（湿潤状態）に対し十分な強度を有するとともに耐薬液性のものでなければならぬ。

- (2) 本体には、臭気ガス出入ダクト取付座、脱臭剤収納部、扉、脱臭剤投入、取出口等を具備させるものとする。
- (3) 臭気ガス上向流の場合は、カートリッジ方式とする。
- (4) カートリッジは、SSにFRPライニング又はSS補強を施したFRP製とし、1辺の長さは1.5m以下とすること。なお脱臭剤が完全に吸湿した状態においても、搬出入時に破損のないよう十分な強度を有する構造とすること。
- (5) カートリッジは、各々直後に積み重ねる構造とし臭気ガスがショートパスしないよう考慮しなければならない。
- (6) カートリッジの搬出入用扉は、格納後ショートパスのないよう特にシール機構について十分考慮すること。
- (7) カートリッジには、脱臭剤の種類、充填量および設置順序を表示すること。
- (8) 臭気ガスの入口、出口付近のダクトには試料採取口を設けるほか、脱臭剤の取出口を適正位置に設けるものとする。
- (9) 脱臭塔には、圧力損失測定用のマノメータを設けるものとする。
- (10) 臭気ガスの出入ダクトには、塔ごとにダンパを設けるものとする。
- (11) 脱臭塔には、適正な場所にドレン管を設けるものとする。
- (12) 脱臭剤の選定にあたっては、下記に留意するものとする。
 - 1) 腐植質脱臭剤又は活性炭ベースの吸着剤の硬度は、JIS K 1474 試験法によるものとし、90%以上でなければならない。
 - 2) 再生可能吸着剤は、再生回数の増加による劣化が少なく寿命が長いこと。再生率は概ね80%以上でなければならない。
 - 3) 品質が一定であること。
 - 4) 脱臭剤の臭気成分の吸着容量は、下記によるものとする。

A) 腐植質脱臭剤

a) アルカリ性成分腐植質脱臭剤

粒度、4～8メッシュ内のものが95%以上

アンモニア濃度5ppmにおいて、平衡吸着量は10%g/g以上であること。

充填密度は650～750g/Lであること。

b) 酸性成分腐植質脱臭剤

粒度、4～8メッシュ内のものが95%以上

硫化水素濃度5ppmにおいても平衡吸着量が50%g/g以上であること。

充填密度は650～750g/Lであること。

B) 活性炭

a) アルカリ性成分吸着剤

粒度、4～8メッシュ内のものが95%以上

アンモニア濃度5ppmにおいて、平衡吸着量は7%g/g以上であること。

充填密度は550～650g/Lであること。

b) 酸性成分吸着剤

粒度、4～8 メッシュ内のものが95%以上

硫化水素濃度 5ppm においても平衡吸着量が18%/g以上であること。

充填密度は450～550 g/L であること。

c) 中性成分吸着剤

粒度4～8 メッシュ内のものが94%以上、硫化メチル濃度5ppm においても平衡吸着量が4%/g以上であること。

充填密度は450～550 g/L であること。

6. 使用材料（選択は特記仕様書による）

- (1) 本体 SS (FRP ライニング) 又はFRP
- (2) カートリッジ FRP 又はSS+FRP ライニング
- (3) ボルト・ナット SUS304 (分解時に使用する部分及びアンカーボルト)

7. 試験・検査

一般事項については、機械設備工事必携に準拠するほか、吸着剤についてはJIS K 1474 の試験法により①粒度、②充填密度、③硬さ、④乾燥減量（無添着炭のみ）、⑤pH、⑥吸着性能、⑦強熱残分（無添着炭のみ）の試験を行ない、試験成績表を提出するものとする。また、脱臭剤の物性、吸着能力、その他必要項目についても同様とする。

8. 塗装

一般事項については、機械設備工事必携による。

9. 据付

一般事項については、機械設備工事必携による。

10. 他工事との区分

(1) 土木建築工事との区分

基礎ボルトの一部はつり、孔部復旧、調整、仕上げモルタルは本工事の範囲とする。

11. 標準付属品（1基につき）

- (1) マノメータ（配管共） 1式
- (2) ダンパ 2個（1基につき）
- (3) バイパスダンパ（スライドゲート） 1個（1基につき）
- (4) ドレン管 1式
- (5) 四輪台車（必要な場合） 2台
- (6) 点検用踊場・階段・手摺（必要な場合） 1式
- (7) 脱臭剤取出・取付用荷役設備 1式
(脱臭塔内には伸縮引出式のIビーム、チェーンブロックとし、耐食対策を施すこと。)
- (8) その他必要品 1式

第11節 機器搬入用吊上装置

1. 使用目的

本機は、ゲート室上部に設置し、各機器の搬出入時に使用するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	ギアードトロリ付電動チェーンブロック	
(2) 定格荷重	1.0t	
(3) 揚程	8.0m	
(4) 床上制御器コード長さ	8.0m	
(5) 電源、周波数	60Hz	
(6) 巻上速度	4.2m/min	(参考)
(7) 横行速度	— m/min	(参考)
(8) 巻上電動機	0.9kW	(参考)
(9) 横行電動機	— kW	(参考)
(10) 横行長さ	約6.2m	
(11) 電源箱とフルボックス間の配線長さ	約4.0m	
(12) 使用Iビーム寸法	—	(建築工事)
(13) 台数	1基	
(14) その他	吊換用具：無	

3. 構造概要

電動チェーンブロックは、建屋内に設置された設備機器やそれらに必要な材料などの搬入、搬出、据付、保守及び点検用に使用するもので、電動式チェーンブロックとし、巻上巻下、横行の全部を電動機駆動により行い、その操作は、建屋内の床面にて電動チェーンブロックから吊り下げた押釦スイッチにより操作を行うものである。

4. 製作条件

電動チェーンブロックは、厚生労働省令「クレーン等安全規則」、厚生労働省告示「クレーン構造規格」に準じ、経済産業省令「電気設備技術基準」、日本工業規格 [JIS]、電気規格調査会標準規格 (JEC)、日本電機工業会規格 (JEM) 等の法令・規格にしたがい、安全かつ正確な運転ができるとともに、耐久性に富み維持管理に便利な構造とする。

5. 各部の構造

(1) 巻上装置

平歯車又はハスバ歯車の組合せによる歯車機構、巻取装置、ブレーキ機構を内蔵した電動機からなり、電動で動力を歯車機構に伝え荷鎖車を回転させて巻上げる方式とする。

(2) ロードシーブ (荷鎖車)

鋳造品とし、荷鎖巻上げ時荷鎖をいためない加工処理を施したものとする。また、電動使用に十分耐える強度を有するものとする。

(3) ロードチェーン

ロードチェーンは、精選された特殊合金鋼を加熱処理により、適正な表面硬化処理を行い、破断応力 800N/mm²以上のもので表面に金属拡散浸透処理を施した、防錆防食効果に優れた鎖とする。

(4) フック

形状は片カギ形とし、玉掛ワイヤーロープ外れ止め用安全レバー付とする。

6. 保護装置

(1) ブレーキ装置

- 1) メカニカルブレーキは、ブレーキ板、爪及び爪車からなり電動機軸が停止した場合に荷を確実に保持し、下降の際に加速を防止できる構造とする。
- 2) モータブレーキは、操作回路を遮断すると、電動機軸上のブレーキが作動して、電動機の回転が停止できる構造とする。

(2) 過巻防止装置

本体に巻き込まれるロードチェーンのもつれを矯正するガイドを有し、巻上げ過ぎ、巻下げ過ぎの状態になれば、電源回路を遮断する構造、又は荷鎖車と電動機軸間にフリクションクラッチを設け、巻上げ巻下げ過ぎの状態になれば、フリクションクラッチが機能する構造とする。

7. 試験、検査

電動チェーンブロックは、製作工場にて組立完了後、JIS B 8815（受渡試験）に準拠した性能試験を行う。

8. 塗 装

製作者標準塗装とする。

9. 据 付

据付け当たっては、土木、建築工事で施工した横行レール（I形鋼）に製品添付の取扱説明書などに記載された取付説明に従い、安全かつ堅固に取り付ける。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建設工事との区分

電動チェーンブロック横行用レール（I形鋼）ストップは、土木、建築工事とする。

(2) 電気設備工事との区分

電源箱までの一次側配線は電気工事とし、電源箱以降は本工事とする。

11. 標準付属品（1基につき）

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) チェーンバケット（鋼製） | 1式 |
| (2) キャブタイヤケーブル | 1式 |
| (3) 床上制御器 | 1個 |
| (4) ケーブルハンガ | 1式 |
| (5) 電源箱（通電ランプ及びELCB付） | 1面 |
| (6) プルボックス | 1面 |
| (7) その他必需品 | 1面 |

第12節 汚水ポンプ吊上装置

1. 使用目的

本機は、ポンプ室上部に設置し、汚水ポンプの搬出入時に使用するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	ギアードトロリ付電動チェーンブロック	
(2) 定格荷重	1.0t	
(3) 揚程	6.0m	
(4) 床上制御器コード長さ	約5.0m	
(5) 電源、周波数	60Hz	
(6) 巻上速度	4.2m/min	(参考)
(7) 横行速度	— m/min	(参考)
(8) 巻上電動機	0.9kW	(参考)
(9) 横行電動機	— kW	(参考)
(10) 横行長さ	約7.0m	
(11) 電源箱とフルボックス間の配線長さ	約20.0m	
(12) 使用Iビーム寸法	—	(土木工事)
(13) 台数	1基	
(14) その他	吊換用具：有	

3. 構造概要

電動チェーンブロックは、建屋内に設置された設備機器やそれらに必要な材料などの搬入、搬出、据付、保守及び点検用に使用するもので、電動式チェーンブロックとし、巻上巻下、横行の全部を電動機駆動により行い、その操作は、建屋内の床面にて電動チェーンブロックから吊り下げた押釦スイッチにより操作を行うものである。

4. 製作条件

電動チェーンブロックは、厚生労働省令「クレーン等安全規則」、厚生労働省告示「クレーン構造規格」に準じ、経済産業省令「電気設備技術基準」、日本工業規格 [JIS]、電気規格調査会標準規格 (JEC)、日本電機工業会規格 (JEM) 等の法令・規格にしたがい、安全かつ正確な運転ができるとともに、耐久性に富み維持管理に便利な構造とする。

5. 各部の構造

(1) 巻上装置

平歯車又はハスバ歯車の組合せによる歯車機構、巻取装置、ブレーキ機構を内蔵した電動機からなり、電動で動力を歯車機構に伝え荷鎖車を回転させて巻上げる方式とする。

(2) ロードシーブ (荷鎖車)

鋳造品とし、荷鎖巻上げ時荷鎖をいためない加工処理を施したものとする。また、電動使用に十分耐える強度を有するものとする。

(3) ロードチェーン

ロードチェーンは、精選された特殊合金鋼を加熱処理により、適正な表面硬化処理を行い、破断応力 800N/mm²以上のもので表面に金属拡散浸透処理を施した、防錆防食効果に優れた鎖とする。

(4) フック

形状は片カギ形とし、玉掛ワイヤーロープ外れ止め用安全レバー付とする。

6. 保護装置

(1) ブレーキ装置

- 1) メカニカルブレーキは、ブレーキ板、爪及び爪車からなり電動機軸が停止した場合に荷を確実に保持し、下降の際に加速を防止できる構造とする。
- 2) モータブレーキは、操作回路を遮断すると、電動機軸上のブレーキが作動して、電動機の回転が停止できる構造とする。

(2) 過巻防止装置

本体に巻き込まれるロードチェーンのもつれを矯正するガイドを有し、巻上げ過ぎ、巻下げ過ぎの状態になれば、電源回路を遮断する構造、又は荷鎖車と電動機軸間にフリクションクラッチを設け、巻上げ巻下げ過ぎの状態になれば、フリクションクラッチが機能する構造とする。

7. 試験、検査

電動チェーンブロックは、製作工場にて組立完了後、JIS B 8815（受渡試験）に準拠した性能試験を行う。

8. 塗 装

製作者標準塗装とする。

9. 据 付

据付け当たっては、土木、建築工事で施工した横行レール（I形鋼）に製品添付の取扱説明書などに記載された取付説明に従い、安全かつ堅固に取り付ける。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建設工事との区分

電動チェーンブロック横行用レール（I形鋼）ストップは、土木、建築工事とする。

(2) 電気設備工事との区分

電源箱までの一次側配線は電気工事とし、電源箱以降は本工事とする。端子箱の設置箇所は1F ゲート室内とする。

11. 標準付属品（1基につき）

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) チェーンバケット（鋼製） | 1式 |
| (2) キャブタイヤケーブル（20m） | 1式 |
| (3) 床上制御器（コネク）防水差し込み形式 | 1個 |
| (4) ケーブルハンガ | 1式 |
| (5) 電源箱（通電ランプ及びELCB付） | 1面 |
| (6) プルボックス（ゲート室） | 1面 |
| (7) 吊換用具（ロードチェーン、プレーントロリを含む） | 1式 |

第3章 複合工

第1節 鋼製加工品類

1. 鋼製加工品仕様および施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	材質	数量	備考
1	防護柵 しきかご受材	主水路	図面による	SUS304	1	
2	細目スクリーン しきかご受材	バイパス水路	図面による	SUS304	1	
3	電磁流量計点検架台	ポンプ室	図面による	SS400	1	
4	流入ゲート・主水路ゲート開閉機架台	ゲート室	図面による	SS400	1	
5	バイパスゲート開閉機架台	ゲート室	図面による	SS400	1	
6	側溝蓋	ゲート室	図面による	SS400	1式	グレーチング
7	配管サポート	必要箇所	—	露出：SS400 水中：SUS304	1式	

2. 一般仕様書の適用

3. 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) SS400 は原則として溶融亜鉛メッキ仕上げとする。

第2節 基礎工

1. 基礎工仕様および施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	数量	備考 (防食塗装, 防水等)
1	流入ゲート基礎	着水井	図面による	1	
2	主水路ゲート基礎	着水井	図面による	1	
3	流入ゲート・主水路ゲート開閉機架台基礎	ゲート室	図面による	1	
4	バイパスゲート基礎	着水井	図面による	1	
5	防護柵基礎	主水路	図面による	1	
6	細目スクリーン基礎	バイパス水路	図面による	1	
7	破砕機基礎	主水路	図面による	1	
8	汚水ポンプ基礎及び無筋コンクリート	ポンプ井	図面による	3	
9	脱臭ファン基礎	ゲート室	図面による	1	
10	乾式脱臭装置基礎	ゲート室	図面による	1	
11	ミストセパレーター基礎	ゲート室	図面による	1	
12	1F ゲート室床コンクリート	ゲート室	図面による	1	無筋コンクリート
13	着水井防食塗装	着水井	図面による	1	Ⅱ類 D種 エポキシ樹脂
14	主水路防食塗装	主水路	図面による	1	Ⅱ類 C種 エポキシ樹脂
15	バイパス水路防食塗装	バイパス水路	図面による	1	Ⅱ類 C種 エポキシ樹脂

番号	名 称	設置場所	主 寸 法	数 量	備 考 (防食塗装, 防水等)
16	分配槽防食塗装	分配槽	図面による	1 式	Ⅱ類 C種 エポキシ樹脂
17	ポンプ井防食塗装	ポンプ井	図面による	1 式	Ⅱ類 C種 エポキシ樹脂
18	配管貫通部	必要箇所	—	1 式	
19	架台脚部基礎	必要箇所	—	1 式	

2. 一般仕様書の適用

3. 特記事項

1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

第3節 上部開口蓋

1. 上部開口蓋仕様および施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	材質	数量	備考
1	上部開口蓋	必要箇所	図面・下記による	合成材	1式	受枠 別途工事

2. 一般仕様書の適用

3. 特記事項

1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

2) 寸法 (m)

防護柵・破砕機上部 2.78×0.88×1枚

細目スクリーン上部 1.93×0.68×1枚

汚水ポンプ上部 1.18×0.88×3枚

3) 上部開口蓋は一般財団法人下水道事業支援センター発行 下水道施設標準図に準じ、それぞれに点検用小扉を一か所設けること。

第4節 配 管

1. 配管仕様および施工範囲

番号	配管名	材 質	口 径 (A、φ)	施工範囲 (~)	備 考 (配管被覆等)
1	汚水吐出管	SUS304	100 ~200	汚水ポンプ ~土木工事取合点	
2	水抜き管	SUS304	100	汚水吐出管部取合点 ~分配槽	
3	空気抜き管	SUS304	25	汚水吐出管部取合点 ~ポンプ井	
4	脱臭ダクト	VU SUS304	125 ~200	各吸引箇所 ~乾式脱臭装置 ~大気開放	
5	ドレン管	VP	20 25	各脱臭機器 ~ゲート室側溝	

2. 一般仕様書の適用

3. 特記事項

- 1)機能上必要な弁類等一式を含む。

第5章 工事施工等

第1節 工事施工

工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、現地の把握に努めると共に他工事等とも協力し、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付の上、所定の配線配管工事を行うものとする。

本工事に必要とする仮設設備・仮設工事は本工事の範囲とする。

本工事施工後のポンプ場の清掃を行うこと。

本工事を施工するために必要な建設機械その他機器の搬出入は、本工事の範囲とする。

本仕様書等で明らかでない部分は、打ち合わせによるものとする。

第2節 工事範囲

1. 機器の製作・据付
2. 配管工事、基礎工事他
3. 検査・試験
4. 試運転・調整
5. その他必要事項

第3節 工事施工範囲

本工事の施工範囲は、第2章に示す設備の製作、据付、現地試運転、及び別添の建築機械設備仕様書による工事までとする。

なお、請負者は設備試運転後、ポンプ場管理者に対する操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事の工事範囲に含まれている。

第4節 本工事の工期について

本工事は、令和3年度、令和4年度の債務負担行為である。

第5節 位置の決定

機器の据付け及び配管経路の詳細な位置の決定については打ち合わせの上、承諾図にて決定する。

第6節 特記事項

- (1) ポンプ吐出管等において接水部、水中部において異種金属間の接続となる箇所がある場合は、絶縁ボルト等を使用し、異種金属間の腐食対策を行うものとする。
- (2) 機器は、製作後、現場搬入時まで受注者の責任において保管すること。
- (3) 工事施工に伴う発生品は、適正に処分すること。
- (4) 工事施工に伴い発生する騒音、振動等に対する周辺環境対策には特に注意を払うものとする。なお、周辺環境対策は受注者の責任において実施するものとする。
- (5) 周辺住民の生活環境に影響を及ぼす恐れのある騒音、振動等を伴う作業は、夜間、休日（土曜日、日曜日及び祝祭日、年末年始）には行わないことを原則とする。
- (6) 工事施工に伴い公道等を使用する必要がある場合は、関係各署との調整及び適切な手続きを取り、

十分な安全配慮を行うこと。

- (7) 別途発注の関連工事として、建築工事、電気設備工事が同時期に並行して施工される場合は、当該工事の請負業者間における工程管理、安全管理、周辺環境対策等の連絡、調整等を目的とした安全協議会等を設置すること等により、連絡、調整体制を確立し、請負業者が相互に協力し、安全かつ効率的な施工ができるように配慮すること。電気設備工事における非常用発電機の製作が令和3年度に終わることができるよう、機械設備の電気容量計算を迅速に行うこと。
- (8) 機器の現場搬入等に伴う大型車両等による公道等の使用は、別途発注の関連工事における請負業者が相互に協力・調整し、公道等の使用を最低限に抑えるように配慮すること。
- (9) 他工事との区分になる部分については、他工事との調整を十分にはかり、受注者の責任にて施工図の承諾を得て施工を行うこと。

特例監理技術者等の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、（1）～（12）の要件を全て満たさなければならない。ただし、兼務する工事は特例監理技術者の配置が可能な工事であること。（兼務する工事の発注機関に技術者の配置について確認済であること。）
 - （1） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3） 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4） 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までであること。
 - （5） 低入札工事でないこと。
 - （6） 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
 - （7） 兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、四日市市内であること。ただし、兼務する工事現場間を直線で結んだ距離が概ね10km以内である場合は、この限りではない。
 - （8） 公共工事であること。市発注工事に限らず、国・県・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。
 - （9） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - （10） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （11） 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
 - （12） 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として他工事と兼務する場合は、現場代理人等選任（変更）通知書に加えて、（9）～（12）についての内容がわかる業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。また、工事途中において配置を行う場合も同様とする。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。